

環境性能割(令和元年10月1日から創設されます)

令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税(県税)を廃止し、新たに環境性能割が創設されます。(税率は下表参照)

環境性能割は、令和元年10月1日以後の自動車及び軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両(取得価格が50万円を超えるもの)に対して課税されます。

軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)	
電気自動車等		自家用	非課税
		営業用	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	令和2年度燃費基準+10%以上達成	自家用	非課税
		営業用	非課税
	令和2年度燃費基準達成	自家用	1%
		営業用	0.5%
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	自家用	2%
		営業用	1%
	上記以外の軽自動車	自家用	2%
		営業用	2%

※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車(自家用)については、税率を1%軽減します。

軽自動車税(令和元年 10 月 1 日から「種別割」に名称が変わります)

原動機付自転車及び二輪車等

平成 28 年度分から、原付及び二輪車、小型特殊自動車の税率が、下表のとおり変更されました。

車種区分		税率	
		改正前	改正後(H28 年度～)
原付	排気量 50 cc 以下のもの、又は定格出力が 0.6kw 以下のもの	1,000 円	2,000 円
	排気量 50 cc を超え 90 cc 以下のもの、又は定格出力が 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの	1,200 円	2,000 円
	排気量 90 cc を超え 125 cc 以下のもの、又は定格出力が 0.8kw を超え 1.0kw 以下のもの	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕用	1,600 円	2,400 円
	その他特殊作業用(フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円
二輪の軽自動車(総排気量 125 cc を超え 250 cc 以下のもの)		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車(総排気量 250cc 超)		4,000 円	6,000 円

※公道を運行しない構内運搬用の小型特殊自動車(農耕作業用・フォークリフト等)も軽自動車税の課税対象となりますので、申告が必要です。

※ミニカーとは、三輪以上で総排気量が 20 cc を超え 50 cc 以下(定格出力 0.25kw を超え 0.6kw 以下)のものうち、車室を備えるもの又は輪距が 50cm を超えるものをいいます。ただし、車室を備えるものであっても車室の側面が構造上解放されていて、かつ輪距が 50cm 以下の三輪(屋根付三輪)を除きます。

三輪・四輪以上の軽自動車

平成 28 年度分から、軽四輪等の税率が、下表のとおり変更されました。

※軽四輪等については、平成 27 年 4 月 1 日以降に最初(新車)の新規検査を受けた車両から新税率を適用します。

※平成 27 年 3 月 31 日までに最初(新車)の新規検査を受けた車両については、旧税率を適用します。

※最初(新車)の新規検査を受けた年月日から 13 年経過した対象車両については、重課税率が適用されます。

車種区分			税率(年額)		※最初の新規検査から13年経過した車両の重課税率
			平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査をした車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査をした車両	
軽四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
軽三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

三輪・四輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例(軽課)

平成 29 年度に実施されたグリーン化特例(軽課)について、特例措置が延長されました。

適用期間:平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

適用内容:排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、上記適用期間中に新規検査を受けた対象車は、当該年度の翌年度分の軽自動車税種別割が軽減されます。

※令和 3 年度及び令和 4 年度は、適用対象が電気自動車等に限定されます。

対象車		内容
電気自動車		概ね75%軽減 (ア)
ガソリン車・ハイブリッド車	乗用車 令和2年度燃費基準+30% 以上達成	概ね50%軽減 (イ)
	貨物車 平成 27 年度燃費基準+35% 以上達成	
	乗用車 令和 2 年度燃費基準+10%以 上達成	概ね25%軽減 (ウ)
	貨物車 平成 27 年度燃費基準 + 1 5%以上達成	

※(イ)、(ウ)については、ガソリンを燃料とする軽自動車に限ります。

※電気自動車等を除くガソリン車、ガソリンハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は、平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

グリーン化特例(軽課)に係る軽自動車税の税額

車種区分			グリーン化特例(軽課税率)			特例適用外の車両
			75%軽減 (ア)	50%軽減 (イ)	25%軽減 (ウ)	
軽四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
軽三輪			1,000円	2,000円	3,000円	3,900円